

## 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2020年の政治意識世論調査を委託した調査会社の納品書及び納品物」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、2020年に政治意識月例調査を委託した調査会社から受領した納品書と納品物を対象文書として特定した。

このうち、「納品書」については、調査会社の名称・所在地、担当者、その余の経理の事務の手法に関する部分を除き、開示した。部分的に不開示とした事由として、調査会社の名称・所在地は法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下「規程」）第8条1項4号に該当し、担当者名は、個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項3号に該当し、その余の経理の事務の手法に関する部分は、NHKの経理その他の事務または事業に関する情報であって、開示することによりNHKの経理業務に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当するとした。

また、「納品物」に係る文書は、NHKの調査に関する情報であり、NHK固有の調査のノウハウに基づいて作成しているものであることから、開示することによりNHKの調査業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、不開示とした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

## 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、「納品書」の「調査会社の名称・所在地、担当者、その余の経理の事務の手法に関する部分」については、調査会社の名称・所在地はNHKの調査に関する情報かつ法人に関する情報であって、開示することによりNHKの調査業務に支障を及ぼすおそれ、また、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当し、担当者名は、個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項3号に該当し、その余の経理の事務の手法に関する部分は、NHKの経理その他の事務または事業に関する情報であって、開示することによりNHKの経理業務に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

また、「2020年の政治意識世論調査を委託した調査会社の納品物」については、NHKの調査に関する情報であり、また、NHK固有の調査のノウハウに基づいて作成しているものであることから、開示することによりNHKの調査業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、開示することができない。

### 3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、開示の求めの文書のうち、「納品書」の不開示とした部分は、それぞれ、担当者名、NHKの調査、経理その他の事務または事業に関する情報、法人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別できるもの、NHKの調査および経理の業務に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるものであり、規程第8条1項1号、3号、4号に該当するものと認められる。一方、「納品物」については、開示することによりNHKの調査業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当すると認められる。一部開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

### 4 審議の経過

2021年 5月20日（第302回審議委員会）

第835号

諮問、審議、答申